

論 考

ヤングケアラー支援の方向性とその課題 — 家庭支援のための重層的支援体制の整備を —

清水貞夫*・武分祥子

Direction of Support for Young Carers and their Challenges
— Developing a Multi-layered Support System for Family Support —

Sadao SHIMIZU* and Sachiko TAKEBU

要旨：本稿は、ヤングケアラーが直面している困難について、今までの生徒調査や学校調査で明らかになった実態及び研究報告を文献的かつ批判的に咀嚼しつつ、具体的施策を構想するときの視点を提起することを目的として論究したものである。ヤングケアラーは教育現場での早期発見が難しいため深刻化して判明するケースが少なくない。その背景には多様・複合したケアに苦しむ家族が存在していること、老老介護や8050問題と連続していること、若者の将来に影響を及ぼすこと等が導き出された。ヤングケアラーの生活する家族は、介護対象者の状態、世帯人数と子ども数、介護対象者の人数、介護内容、世帯の生活状態など、多くの属性が組み合わせられた家庭であるため、その困難はときに多様・複合的である。厚生労働省が打ち出した重層的支援体制整備事業は、市町村による任意事業である点や財源等にも多くの課題があり、支援の充実に早急にはかっていく必要がある。

Key words：ヤングケアラー (young carers), 早期発見 (early detection), 教育現場 (educational field), 家族支援 (family support), 重層的支援体制 (multi-layered support system)

はじめに

ヤングケアラーといわれる子ども・大人が話題となり始めたのは2014年頃からであろう。最初は、イギリスの動向などが紹介されたが、近年では、各地で実態調査が行われている。早くは、新潟県南魚沼市や神奈川県藤沢市による教員を対象とした実態調査があり、その後、大阪府の学校及び高校生を対象とした実態調査が行われ、それら実態調査は相当数の地方自治体で引き継がれている。さらには、埼玉県、三重県名張市、北海道栗山町、茨城県などで、支援のための「条例」が制定されている。例えば、山梨県は、「やま

なし子ども条例」を制定して、その中で、ヤングケアラー支援を打ち出している。これは、国連・子どもの権利条約の保障する「子どもの権利」の一つとして、ヤングケアラー問題を取り上げて、子どもの「最善」を期して支援するという意味が込められていると理解することができる。茨城県の「ケアラー・ヤングケアラー支援条例」は、ケアラーのうちの若年者をヤングケアラーとして位置づけている。また、実際に、ヤングケアラー支援を開始したところもある。例えば、神戸市や福岡市では、相談窓口を開設した。秋田県ではヤングケアラーを含めた家族介護者の現状や課題を共有するセミナーを開催している¹⁾。埼

2022年3月29日受付；2022年4月18日受理

*宮城教育大学名誉教授

玉県は、高校生を対象とした実態調査（2020年）を行った後、①ヤングケアラー支援の社会啓発、②オンラインサロンの開設、③学校における支援、④福祉分野と教育分野の連携促進、に取り組んでいる²⁾。

他方、厚生労働省（以下、厚労省とする）と文部科学省は、2020年12～1月、「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム」を立ち上げた。同プロジェクトチームは、2021年4月に、中学2年生（5,558人）と高校2年生（7,407人）の生徒調査と学校調査の「報告書」を公表し、中学2年生の5.7%、全日制高校2年生の4.1%が、家族介護に従事して年齢や成長に見合わない責任や負担を背負っていると公表した。同調査によると、ケアの対象となっている家族は、「きょうだい」、父母、祖父母であった。また、ケアの内容は、「きょうだい」では、見守りや世話、保育所などへの送迎が多く、父母では、家事（食事準備・掃除・洗濯など）、外出（散歩・買い物）、感情面のサポート（精神疾患の親の愚痴を聞く、話し相手など）が目立ち、祖父母では見守りや身体介護（入浴・トイレケアなど）など、多岐なものであった³⁾。政府のヤングケアラー定義⁴⁾は、法定されてはいないものの、「一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満の子ども」（「報告書」）というものである。

2021年6月、政府は、「経済財政運営と改革の基本方針」（骨太方針2021、閣議決定）で、①ヤングケアラーの早期発見・把握、②相談支援、③社会的認知度の向上などに取り組むとした⁵⁾。そして、プロジェクトチームは、同年9月の会議で、来年度概算要求を決定する。そこでは、概算要求として、①「ヤングケアラー支援体制強化事業」（実態調査・支援研修の推進及び支援体制構築のモデル事業）、②「ヤングケアラー相互ネットワーク形成推進事業」（ヤングケアラーの相互ネッ

トワークの形成）、③「子育て世帯訪問支援モデル事業」（ヤングケアラーがいる家庭や育児に不安を抱える家庭にヘルパー派遣による相談・育児支援）、④社会的認知度の向上（2022～2024年度を集中取組期間として、認知度を5割に上げる方針）、を確認した。

さて、本稿では、上述のような動向を踏まえて、国及び地方自治体で具体的施策が今後進むものと想定し、その際、具体的施策を構築するに当たり考慮すべきと考えられる視点を提起しようと思う。ヤングケアラーに関する研究報告や臨床報告は発表されつつあるが、「日本のヤングケアラー研究は未着手で解明されていないことが多い。現在は家族介護者支援の必要性、専門職への周知、存在率、法的支援、具体的な支援方法の研究、調査が行われている」⁶⁾と述べられている。また、引き続き実態報告を行い施策の立案を計画している地方自治体もある。本稿は、臨床事例を提示するのではなく、今までの生徒調査や学校調査で明らかになった実態及び研究報告を文献的かつ批判的に咀嚼しつつ、具体的施策を構想するときの視点を提起することを目的とする。

なお、本稿は「はじめに」、「1」、「2」、「おわりに」を清水が、「3」を武分が分担執筆し加筆修正を重ねた上で編まれたものである。

1. ヤングケアラー問題の見方

国や地方自治体などの実態調査から明らかになった事実を踏まえつつ、支援の在り方について若干の指摘をしようと思う。

1) 学校・教員は早期発見者になり得るか

ヤングケアラー支援のためには早期発見が必須である。国のヤングケアラー支援でも早期発見が取り上げられている。ここでは学校の教職員が重要なキーパーソンと想定されている。確かに、政府施策のヤングケアラーの定義は「18歳未満」であるから、児童生徒と日

常的にかかわりのある第三者として学校教員を早期発見者と想定するのは間違いではない。しかしながら、学校の教員が本当に早期発見者になりえるのか否かには疑問がある。教員は、子どもの変化（遅刻・欠席・学業成績・課外活動不参加・宿題等の忘れ物の増加や健康状態・体重の悪化など）に第三者として先ずもって気づくことであろう。しかし、それは深刻化したときの気づきであり、深刻化前の気づきではない。深刻化前に気づくためには、教員は家庭事情を理解し、子どもの変化の背景をなす家庭事情の存在を感知できなければならないであろう。今日、家庭訪問は家庭というプライバシーゾーンに入り込むこととして忌避されて行われなくなっている。こうした今日的状況の下、残念ながら、学校で観察された子どもの変化から、ヤングケアラーの家庭事情を推察できる教員はあまり多くない。加えて、教員は3年ほどで転勤し学校を離れてしまう。子どもの変化の背景に想像力を及ぼすことのできない教員は、ヤングケアラーのケア行為を絶対悪として拒絶させる方向で指導しかねない⁷⁾。それだけでなく、ヤングケアラーは家族とのかかわりから抜け出したいと必ずしも願っていないにもかかわらず家族から引き離そうとしないとも限らない⁸⁾。教員は、ヤングケアラーにとって大事な相談相手になり得る存在である。だからこそ、教員がヤングケアラーにまっとうな支援ができる体制を教育現場に構築することが求められる⁹⁾。

そもそも、ヤングケアラーは、家庭内のケアを「家族のことだから外にはださない」と考えて、ヤングケアラーであることを自覚しないまま、家族関係における自然な「お手伝い」として考えている。そして、学校教育では、「お手伝い」はほめられこそすれ叱られるべきことではないはずである。そのため自問して、「いましている仕事は自分のしなければならないことなのか？」と、改めて問う

ことがヤングケアラーにはない。その結果として、「誰とも相談したことがない」という事態が生じているのである。ヤングケアラーは潜在化して、社会的孤立や孤独に陥り、行政の支援が届きにくい。頻回の不登校で進学や就職に差し支えて、換言すれば、深刻化して初めて判明するケースが少なくないのである。

2) 家族を丸ごと支援する

新型コロナウイルス感染症の拡大によりシングルマザーや夫からのDVなどから抜け出せずにいる家庭で、ヤングケアラーが巻き込まれているケースがある。非正規労働者の失業、なかでもひとり親家庭の生活困窮は深刻化・増加し、ヤングケアラーが介護の中心的役割を担わされるケースが多いという。ひとり親家庭で、親が働きに出て“きょうだい”にケアの必要なとき、年長の子どもが親に代わって「お手伝い」することは当然の成り行きである。「当然」な行為としての「お手伝い」がいつのまにか本格的な介護労働に転化してしまう。新聞報道などには、数十年にわたり社会からの支援なしに年齢不相応に親の介護を背負っているヤングケアラーの事例が報道されるが、そうしたケースは「お手伝い」が介護労働に転化したケースである。

その転化の背景には、「家族のことは家族の責任」という家族責任論が存在している。家族責任論は「家族が助け合うのは良いこと」と考える伝統的「美談」論と結びつき、家族の自助的介護を「美談」にしてしまう。ここでは、年齢不相応の介護労働という苦難は苦役として理解されることなく社会から隠されてしまうことになる。こうした家族責任論の流布と家族的介護の「美談」論の結合には、保守的政治も一役かっている。こうした家族責任論の結果として、社会に包摂されない家庭の孤立は深まり、生活困窮が貧困に転化することになる。

そして、ヤングケアラーの背後には、多様・複合したケアに苦しむ家族が存在している。そこに思いを巡らせるなら、ヤングケアラー支援はヤングケアラーへの支援では不十分である。ヤングケアラーの生活する家族が丸ごと救われなければ、支援は届いたことにならない。家族を丸ごと一つとして理解して支援する必要がある。ヤングケアラー一人の支援から家族支援へと軸足を広げるべきである。またヤングケアラー支援のために、たらい回しでなく、支援の窓口で多様・複合ニーズに対応できるように「ワンストップ型支援」が必要である。加えて、支援のための窓口を役所の一角に設置して、「ヤングケアラーさん、いらっしゃい」と声高に叫んでも支援につながらない。また、ヤングケアラーの抱える問題にアプローチするためには、申請を待たずに必要な情報や支援を届ける「プッシュ型支援」が必要である。「プッシュ型支援」を地域社会の中で確立するために知恵を出し合う必要がある。

3) 老老介護や8050問題と連続している

厚労省を含むほとんどの実態調査は18歳未満をヤングケアラーとしている。しかしながら、ヤングケアラーは介護を始めたときは18歳未満であっても、介護をしているうちに、18歳をこえて中年になったヤングケアラーも存在する。ヤングケアラーの認知対象は40～50歳代のケアラーまでとすべきであり、同一世帯の中で子どもが何らかの理由で世帯内の親や“きょうだい”を介護している状態として理解すべきであろう。

そのことは、ヤングケアラーの問題は、老老介護や認認介護の問題と連続しているということである。老老介護は家族内の高齢要介護者が高齢要介護者のケアを担当する状態であり、認認介護は、認知症高齢者が認知症高齢者のケアを世帯内で背負っている状態である。実際、ヤングケアラーの中には、高齢

化した要介護祖父母の介護を担っているうちに、年齢を重ねて自らも高齢者になってしまったというケースがある。こうしたケースを考えると、18歳以下という年齢は制限的でありすぎるといえる。ヤングケアラー問題とは、若年少の家族が要介護の親や障害を抱えた“きょうだい”を年齢不相応にケア負担している問題であるとだけ理解して支援を構築したのでは不十分であり、またヤングケアラー支援の問題は、本人への支援だけでなく被介護者である高齢者や認知症患者への支援問題であり、問題は複雑・複合的な問題である。例えば、要介護状態の高齢者夫妻を一人の60歳ちかい息子（娘）が介護し、認知症を患った父親の介護が死亡で終わった後、今度は、うつ病を発症した母親の介護が綿々と続き、そのうち息子（娘）が社会から孤立するというケースもある。女性の負担が主になっている家庭内介護を社会で支える「介護の社会化」といわれる介護保険制度が2000年に制度化以後も綿々と続き、今日においても介護保険制度は家族介護を前提とした制度であり続けている¹⁰⁾。ヤングケアラー問題の解決には、「介護保険を鍛え直すべきである」¹¹⁾の声を受け止めて「脱家族介護化」¹²⁾が求められるといえる。

付言するなら、2016年に厚労省が行った国民生活基礎調査では、在宅介護者のいる世帯の半数以上にあたる54.7%が老老介護の状態にあり、また、80～84歳で夫婦二人がともに認知症といわれる世帯は11組中の1組も存在するという推定結果が報告されている。これら老老介護問題は「介護殺人」¹³⁾といわれる問題の増加として社会的に顕在化している。加えて、8050問題（80歳代の親が50歳代の引きこもりなどの子どもを支える問題であり、最近では9050問題に移行しているともいわれる）といわれる問題が顕在化している（8050問題とは、2019年の内閣府調査で61万人以上と推定）。こうした老老介護や認認介護、さ

らに8050問題への対応も、ヤングケアラー支援の問題を構想するとき、連続している問題として考察されるべきであろう。団塊世代が75歳を迎えるのが2025年であり「大介護時代」(5人に1人が認知症と予測されている、2025年に団塊世代が75歳以上になる)が到来するのは間もなくであることを忘れてはならない。

しかるに、昨今の政府の取り上げている介護問題は、家族介護の負担軽減を図るという意図の下、社会全体で介護を支えるという含意を「介護の社会化」から削ぎ落してしまい、限りある財源の適正化を図るとの言い訳のもと家族介護依存に傾斜している。藤崎宏子は、「近年の介護保険制度は、『介護の再家族化』とでも表現せざるをえない、サービスの利用抑制や利用者の選抜・切り捨てが横行している」¹⁴⁾と評している。施設入所での介護から在宅介護がさげばれながらも、在宅介護の現実にはヤングケアラーを生み出す実態があるのである。

4) ヤングケアラーの抱える複雑・複合的な困難

ヤングケアラーの生活する家族は、介護対象者の状態(祖父母などの高齢者、特に精神疾患、難病患者、医療的ケア児等の障害児者)、世帯人数と子ども数(母子家庭・父子家庭)、介護対象者の人数、介護内容(家事、見守り、話し相手など)、世帯の生活状態など、多くの属性が組み合わされた家庭である。そのため、ヤングケアラーの抱える困難はときに多様・複合的ですからある。そのうえ、ヤングケアラー本人の年齢や家族へのコミットの仕方なども多様である。

こうした多様な世帯は一つひとつニーズが異なり、それを踏まえた支援でなければ、支援は有効性をもたない。そして、その家族のニーズは錯綜している。それに応える福祉サービスは単一ではない。例えば、子どもが

ヤングケアラーとして精神疾患を患う親の主な介護者となっているとき、子どもだけに注力したサポート体制を組織しても要介護者である親への精神科医療と介護の問題は解決しないまま放置されることになる。加えて、子どもが学業不振に陥っていることなどがあれば、介護から解放しても学習不振からは抜け出せなく学校に足が向かわないであろう。また、親が一人親であれば、生活困窮の困難が加重し生活保護の支援が求められよう。こうしたケースへの支援は、一つひとつが有用であっても相互に関連・結合しあっていなければ有効な支援とはならないであろう。

そのため、ヤングケアラー支援には、「福祉、介護、医療、教育の連携」が必要なことは論を待たない。だが、それだけでは不十分であり、ニーズが二重、三重に絡み合っているので、複合化したサービスが求められる。従来からの福祉サービスは障害者支援、高齢者支援、子ども支援、生活困窮に対応した生活支援など、縦割りのカテゴリー別サービスであり、財源も独立したものである。居宅介護サービスでも、入浴サービス、食事介助サービス、外出支援、買い物サービス、子ども支援サービスなどをヤングケアラーとその被介護者のニーズに合わせて組み合わせなければならぬ。

2. ヤングケアラー家庭の支援のための重層的支援体制

ヤングケアラー支援は、ヤングケアラー本人に対する支援であっても、世帯を丸ごと包み込んだ支援でなければならない。ヤングケアラーへの支援は世帯丸ごとの支援であり、その丸ごとの支援は、介護保険制度による支援、障害者総合支援制度による支援、子ども・子育て支援制度による支援、生活保護支援などのどれか一つではなく、複数の支援を一体的に実施することである。

そうしたサービスに現行システムを改定す

る試みとして、厚労省が打ち出したのが重層的支援体制整備事業（2020年の「社会福祉法一部改訂」で創設）である。この事業は、複雑化・複合化したニーズに対応するために、子ども・障害・高齢・生活困窮といったカテゴリー別の支援体制では狭間のニーズへの対応が困難になっているのを打破しようとしたものである。政府も重い腰をあげ始めたといえる。

政府の打ち出した重層的支援体制整備事業の内容は、①包括的相談支援事業（障害・子ども・生活等の各種カテゴリー別相談にこだわらないうちの回し回ししないで、ワンストップの相談支援、断らない支援など）、②参加支援事業（本人ニーズと地域資源の間を取り持つ活動、就労支援・見守りなど）、③地域づくり支援事業（個別活動や人のコーディネート、交流の場・居場所づくりなど）、が社会福祉法106条で規定された。この事業は市町村の手上げによる任意事業とされている。重層的支援体制整備事業は、確かに、有効な施策であろう。しかしながら、法律改正間もないこともあって、全国の市町村にいきわたっていない。加えて、財源が原則として従来からのカテゴリー別財源の付け替えであり、普及が心配であり、今日のところ例外的事例である。従来からのカテゴリー別支援はカテゴリーに属する人の支援に有効に機能するところから充実させるべきであり、それとは別に財源を用意して重層的支援体制に基づく支援の充実をはからないなら、重層的支援体制は構築されないであろう。

なお、政府は、2021年12月20日、「こども家庭局」を新設する基本方針を閣議決定した。関連法案が2022年の国会に上程されて、「こども家庭局」は発足する予定である。そこには、基本方針には支援部が置かれ「ヤングケアラーの支援」をすることが記載されているものの、財源がどのくらいになるかも不明である。それ以上に、「家庭」の文字が付け加

えられているところから、家族介護という枠組みの中での支援を考えているのではないかと思われる（朝日新聞、2021.12.24）¹⁵⁾。例えば、精神疾患を患う親からの虐待を受けているヤングケアラーは、「家族介護はよいことであり当然のことである」として家庭内にとどまり介護をし続けざるを得なくなるであろう。

3. ヤングケアラー体験を将来の職業選択に結びつける若者たち

ヤングケアラーは多様・複合的な困難を抱えているため、重層的な支援の対象となり、その支援等については、2でも指摘されているとおりである。確かに幼い頃より、知らないうちにヤングケアラーとなっていたこと、あるいはその役割を担いながら成長してきた事実は、ヤングケアラー自身の生活や将来を危うくしかねないということは容易に想像できる。

その一方で、幼い頃からのその経験が動機となり、対人援助の仕事自ら志向する若者たちが存在することも無視できないと思う。筆者の勤務先の大学では、看護職を目指す学生の中で、障がいをもつ“きょうだい”がいて、その面倒を身近でみてかかわってきた者、同居の祖父母の介護を実際に見たり行ったりした経験をもつ者などが存在した。これは、10数年間学生たちに関わった筆者の実感であるが、“きょうだい”の面倒をみたり、家族の介護をしたりという経験から看護職を志望する者が少なくないと思われるのである。そして、学生の中には、自分が主介護者として祖父の介護を担いながら通学していた者、共働きの親に代わって毎日“きょうだい”の世話をしていた者など、今から思えばヤングケアラーに該当する者等が複数存在した。彼女たちは、この経験が活かせる仕事に就きたい、経験している自分だからこそ多くの人の役に立つことができると語っていた。このように、ヤングケアラーの経験を将来の職業と結びつけて

いく者も存在した。この経験にもとづき、ヤングケアラー経験は若者たちの将来にとっていかなる影響をもたらすものであるか、職業選択からの検討を試みることにする。

澁谷はイギリスの研究成果をもとに、子どもや若者がケアの経験を通して得たプラスの影響についても触れている。「年齢の割に高い生活能力を身に付けていること、マルチタスクをこなせること、聞き上手であること、忍耐強いこと、病気や障がいについての理解が深いこと、思いやりがあること」など多くのヤングケアラーに見られる特徴があるという。そして、これらの特徴は「仕事をしていく上でも大いに発揮できる長所である」と言及している¹⁶⁾。

加えて宮川は、ヤングケアラー自身の人生への悪影響や生活の困難を指摘しながらも、「ヤングケアラーの全員に健康への影響が生じるわけではなく、ケアを担っていることにはプラスの側面もある」ともしている¹⁷⁾。このように先行研究は、ケア役割を担ってきたことにより、生活をしたり他者と関わったりする上でのさまざまな力が身につくなど、プラスの影響を受けることも見出している。これらでいうところのプラスの影響は、前述の看護職を目指す学生の職業選択の動機とどうも関連しているように思われるのである。

筆者は、ヤングケアラーが経験してきた困難や支援が必要となるような厳しい状況を否定し、プラスの影響だけを大きく取り上げたいわけではない。ケアを担う若者が無理をしてまで、自分の健康を害してまで、自分の将来を棒に振ってまで、家族のケアを担うことは絶対にさせてはならないという前提で論じるものである。しかしながら、一緒に暮らす“きょうだい”や家族の抱えた困難状況を把握し理解していること、放っておけないこと、自分も何らかの役割を担おうとする(担っている)ことは、ケアを担う専門職が素地としてもつべき大切な資質にもつながるものでは

ないかと考えるのである。澁谷が指摘するように「ケアすることが子どもにもたらすプラス面・マイナス面の影響と、どこからが子どもや若者自身の生活が大きくおびやかされる危険水域になるかをしっかり検討」し、若者が自分を犠牲にしない、ヤングケアラーの経験が社会で評価されるようなシステムの構築が望まれる¹⁸⁾ことに賛同するものである。

上述のように、先行研究で取り上げられていたプラスの影響から、ヤングケアラーたちが行ってきた家族へのケア経験が、職業選択にかかわってくるという点に着目した。もしかしたら今後、ヤングケアラーの経験を社会的に評価するようなくみをつくっていくことができるのではないか。例えば、大学教育の中では、地域におけるボランティア活動や社会貢献活動等を推進して、単位化する取り組みが始まっている。このような正課外活動は社会人基礎力の育成ともつながるものであり、ヤングケアラーをしてきた(している)経験は社会人基礎力を育成するものの一つとして捉えることはできないだろうか(もちろん学生の本分である学業に支障が出ない範囲での経験である)。それを単位化はしないまでも、学業だけでは測れない、学生生活における活動の評価の一つとして周囲が認識し、就職支援等につなげていくことも可能だと考える。

おわりに

最後に、河北新報の「声の交差点」という読者欄に、中学生が投稿した記事を紹介する。中学生・入江真澄さんは次のように訴えている。

「私は子どもには遊んだり、学んだりするというような自由に生きる権利があると思います。しかし、家族の介護や世話をしているヤングケアラーと呼ばれる子どもたちは、その権利が保障されていません。このことは、子供たちの将来に影響を及ぼすのではない

でしょうか。家族の介護のために学業が遅れ、進学や就職ができなかったり夢を諦めざるを得なくなったりするかもしれません。この問題は、自分だけでは解決が難しいので周りの人々の助けが必要だと思います。本人がヤングケアラーだと、と気づいていないことが多い上に、家の中の問題なので、たとえ深刻でも外部の人々は気づきにくく、表面に出てこないことが多いのだと思います。最近では、政府が子ども家庭局を創設する動きがあります。この動きをきっかけにして、子どもの人権を守る制度が整ってほしいと思います。……」¹⁹⁾

この投稿者は中学生である。中学生に言われるまえに、ヤングケアラー問題をきちんと受け止めて対応を考えるのは、大人である私たちであろう。

本稿は、「ヤングケアラー支援の方向性とその課題」について、調査等からの実態や研究報告をもとに筆者らの視点を述べたものにとどまっている。したがって、今後さらに事例等の実態を多角的に分析することを通じて、今回提起した視点を根拠づけ論究していくことが課題である。

注

- 1) 調査や支援、自治体動く一法制化必要性指摘も。河北新報、2021年6月8日朝刊。
- 2) 石井悠史：埼玉県のヤングケアラーの現状と支援について、月刊福祉、104 (7)、40-43、2021。
- 3) 厚生労働省：ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム 第2回会議資料（令和3年4月12日開催）。〈<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/young-carer-pt.html>〉（2022. 4. 20）
- 4) ヤングケアラー定義として、政府は18歳未満として施策を講じているが、英国では、18歳未満をヤングケアラーとし、18～24歳程度までをヤング・アダルト・ケアラーとして理解している。日本ケアラー連盟は、「家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子ども」と定義されるヤングケアラーに対して、18～30歳代までを「若者ケアラー」と定義している。また、オーストラリアでは25歳までがヤングケアラーとされている（濱島淑恵、2021）。筆者は、日本ケアラー連盟の定義が適切であると考えている。日本においては、大方の実態調査が18歳未満をヤングケアラーとしているが、神戸市は20代を含めて支援対象にしている（浜田勇、2021）。また斎藤真緒（2019）は、年齢に区分されるヤングケアラーという言葉にかえて、「子ども・若者ケアラー」なる用語を使用している。
- 5) なお、生徒本人を対象としたものとして、大阪府調査（2016年1～12月）以外に、埼玉県調査（対象＝高校2年生204名、2018年）がある。埼玉県調査によると、要介護家族は、大阪府調査と同様に、上位3位内として、祖母、母、祖父であり、またケアの内容は、大阪府調査は、家事、力仕事、外出時の解除・付き添い、埼玉県調査では、家事、感情面のサポート、力仕事であった。
- 6) 浜田勇：ヤングケアラーの実態及び求められる支援策、立法と調査（参議院常任委員会調査室・特別調査室）、440、54-66、2021。
- 7) 河本秀樹：日本のヤングケアラー研究の動向と到着点、敬心・研究ジャーナル、4 (1)、45-53、2020。
- 8) 初谷千鶴子：子ども家庭福祉の視点からみるヤングケアラーの抱える課題、月刊福祉、104 (7)、17-21、2021。

- 8) 柏木智子：画一性超え 気遣う教育を，朝日新聞，2022年2月15日朝刊。
- 9) 毎日新聞（2022年1月25日）によると，大阪府調査でヤングケアラーとされた116名の65%が学校の把握していないヤングケアラーであったという。そして，府教委はスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの増員を検討しているという。このように，ヤングケアラーの早期発見における学校の教職員の役割は現状では限定的なものであると推測される。
- 10) 濱島淑恵：家族介護者の生活保障—実態分析と政策的アプローチ，旬報社，東京，2018。
- 11) 木村衆：家族任せ 社会の含み損に，朝日新聞2022年2月15日朝刊。
- 12) 岩田裕隆：ニュース深掘り ヤングケアラーにみる問題点，河北新報，2021年6月28日朝刊。
- 13) 湯原悦子（日本福祉大学）の研究では，2005年に27件であった介護殺人は，2006年に急増。その後，高止まりのまま50件前後が続き，2012年以降は40件前後で推移してきたと分析されている。老老介護殺人の一例をあげると，朝日新聞2021年12月3日は，老老介護で，寝たきりの姉（84歳）を殺害したとして殺人罪に問われた妹（82歳）の裁判員裁判を報道している。同報道によると，一人で姉を介護し老老介護状態で，二人の収入は約10万円であり，生活保護を受給して姉を施設に預ける提案を受けていたが，実際は受給しないままであったという。また，高齢者に対する家族による虐待も，2020年度は過去最多の1万7千余人にのぼったと厚生労働省が発表している（日本経済新聞，2021年12月26日朝刊）。
- 14) 藤崎宏子：訪問看護の利用抑制にみる「介護の再家族化」—9年目の介護保険制度，社会福祉研究，103，2-11，2008。
- 15) 教育史研究者・友野清文によると，安部晋三元総理を会長とする「親学」を推進する議員連盟の高橋史朗が，自民党の会合で，「子ども庁」の名称に「家庭」をいれるように訴えたと書いている（朝日新聞，2022年2月22日）。
- 16) 澁谷智子：ヤングケアラー—介護を担う子ども・若者の現実，中公新書，東京，2018，5。
- 17) 宮川雅充，濱島淑恵，南多恵子：ヤングケアラーの精神的苦痛—埼玉県立高校の生徒を対象とした質問紙調査。日本公衆衛生学会誌，J-STAGE早期公開（2022年3月9日），1-11，2021。
- 18) 澁谷智子：ヤングケアラーを支える法律—イギリスにおける展開と日本での応用可能性。成蹊大学文学部紀要，52，2017。
- 19) 声の交差点—介護の子の権利を守ろう。河北新報，2021年12月19日朝刊。

参考文献

- ・生活保護拒み，姉に手をかけた—老老介護「他人のお金で生きるのは…」，年金10万円，施設はいる余裕なく。朝日新聞，2021年12月3日朝刊。
- ・「家庭」にこだわる子ども政策—「お母さんが育てるもの？新庁名の背景は。朝日新聞，2012年12月24日朝刊。
- ・子が家族の世話「当たり前」？「しんどい」言えず殺した。朝日新聞，2021年12月27日朝刊。
- ・恩田裕之：ヤングケアラー対策の課題。レファレンス（国会図書館），849，73-100，2021。
- ・厚生労働省：社会福祉法改正による重層的支援体制整備事業について。〈<https://www.mhlw.go.jp/kyouseisyakaiportal/jigyou/>〉（2021年12月25日）。

- ・斎藤真緒：「子ども・若者ケアラー」支援のための予備的考察—＜ケアラー支援＞と＜子ども・若者＞支援との接合—。立命館産業社会論集, **55** (2), 35-50, 2019.
- ・Joseph S., Sempik J., Leu A., et al: Young carers research, practice and policy : an overview and critical perspective on possible future directions. *Adolescent Research Review* 5, 77-89, 2020.
- ・友野清文：子ども主体とは大違い。朝日新聞, 2022年2月22日朝刊。
- ・濱島淑恵・宮川雅充：高校におけるヤングケアラーの割合：大阪府下の公立高校の生徒を対象とした質問紙調査の結果より。厚生生の指標, **65** (2), 22-29, 2018.
- ・濱島淑恵・宮川雅充：高校教員のヤングケアラーに関する認識。生活経営学研究, **55**, 55-64, 2020.
- ・濱島淑恵：ヤングケアラー（家族のケアを担う子どもたち）—現状とその背景。月刊福祉, **104** (7), 12-16, 2021.
- ・濱島淑恵：子ども介護者, 角川新書, 東京, 2021.
- ・堀井恵里子：国や自治体によるヤングケアラーの実態調査と支援。社会福祉研究, **141**, 104-109, 2021.
- ・松崎実穂：メディアにみる「家族を介護する若者」—日本における社会問題化を考える。ジェンダー&セクシュアリティ, 187-201, 2015.
- ・三菱UFJサーチ&コンサルティング：ヤングケアラーの実態に関する調査研究。〈<https://www.murc.jp/wp-content>〉(2021年12月25日)。
- ・森田久美子：ヤングケアラーが求める支援と実際の支援。社会福祉研究, **141**, 10-18, 2020.
- ・湯原悦子：介護殺人事件から見出される介護者支援の必要性。日本福祉大学社会福祉論集, **134**, 9-30, 2016.